

令和5年度防災啓発業務委託企画コンペ実施要領

1 実施内容

県民の防災意識を向上させ、災害への備えを充実させることを目的とする。

啓発の効果を高めるため、出水期や、東日本大震災が発生した時期など、季節や時期に応じて風水害の備えや、大規模地震、津波への備えについて取り扱う。

特に令和4年台風第14号では停電や断水などが発生し、日常生活に支障があった方も多く、その経験を風化させないことが必要である。そのため、備蓄の大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイメージできるような啓発を実施する。

また、宮崎県だけでなく、多くの防災関係機関の協力を得て啓発を実施することにより、啓発の相乗効果を生み出す。

2 委託業務の内容

別紙（業務委託仕様書）による。

3 委託期間

契約の締結日から令和6年3月31日まで

4 委託料（契約限度額）

7,530,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

企画から企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

なお、委託料の支払は、委託業務終了後の精算払とする。

5 委託先の選定

企画コンペを実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

6 企画コンペ参加資格

本業務に関する企画コンペ参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービスの「広告代理」に関する業種であり、本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (3) 宮崎県内に本社又は営業所を置く者であること
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

7 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 企画コンペ実施公告 | 令和5年2月10日（金） |
| (2) 事前説明会申込み締切り | 令和5年2月17日（金）午後5時まで |
| (3) 事前説明会 | 令和5年2月22日（水）午前11時から |
| (4) 企画コンペ参加申込み | 令和5年3月1日（水）午後5時まで |

- (5) 企画書等提出期限 令和5年3月20日(月)午後5時まで
(6) 結果通知 令和5年3月29日(水)頃予定

8 企画コンペの方法

(1) 事前説明会の開催

- ① 日時 令和5年2月22日(水)午前11時から(1時間程度)
② 場所 県庁防災庁舎4階 防46号室

※事前説明会への参加を企画コンペ参加の必須条件とする(事前申込みが必要)。

※事前説明会に参加する場合は、別紙1「事前説明会参加申込書」を2月17日(金)午後5時までに危機管理課(下記16の問合せ先)へ提出すること。

※事前説明会開始時刻に遅刻した場合の参加は認めない。

(2) 企画コンペ参加申込

企画コンペに参加する場合は、別紙2「企画コンペ参加申込書」を3月1日(水)午後5時までに危機管理課(下記16の問合わせ先)へ、FAXで申し込みを行い、送信の事前又は事後に電話確認を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出

提案は1社1案とする。

特に、「4 委託料」に提示している金額以外に別途費用を要する提案内容を含めないこと。

① 企画提案書(様式任意 サイズはA4)【原本1部、コピー5部】

ア 業務実施方針(コンセプト)

イ 委託業務実施体制

ウ 業務スケジュール

エ 宮崎県防災の日(5月)から減災行動集中啓発期間(1~3月)における広報計画

オ 宮崎県防災の日フェアの運営・広報案

カ 宮崎県防災の日関連イベントの企画・運営・広報案

キ 防災週間における既存の啓発ポスター、動画等を活用した広報・運営計画

ク みやざきシェイクアウト(津波防災の日)に係る広報計画

ケ 減災行動集中啓発期間における企画・広報計画

コ 効果的な広報媒体を活用した自助・共助の広報

サ 類似業務履行実績、契約書の写し

※成果物などがあれば添付すること。

シ その他、1を達成するために有効と思われる企画概要

なお、コピーについては、提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

② 会社概要(既存のもの)【1部】

(4) 見積書(様式任意)【原本1部】

① 見積書は、積算内訳を明記した明細書を添付すること。

企画料、素材制作・編集費、管理費等について経費を記載すること。

② 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

(5) その他

- ① 提出された資料は返還しない。
- ② 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ③ 提案内容についての質疑は、下記 16 の問い合わせ先へ、質問書を F A X 及び電子メールにより 3 月 16 日（木）までに送付すること。
なお、質問書を送信する場合は、送信の事前又は事後に電話確認を行うこと。
- ④ 質問に対する回答は、企画コンペの全参加者に電子メールで連絡する。

9 ヒアリングについて

企画提案に対し、個別ヒアリングを実施することがある。
実施する場合の日時・場所等は別途連絡する。

10 決定方法

提出された企画提案書及び個別ヒアリング（実施した場合）により、総合的に判断して決定する。

11 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

12 契約締結

選定された提案者と業務打ち合わせを行い、委託契約を締結する。
なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。
また、選定された提案者の提出した企画書の内容は、協議の上、変更することがある。

13 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号）第 1 0 1 条の規定による。

14 著作権

当該業務委託により作成した印刷物や映像等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

15 その他留意事項

当該業務については、宮崎県の令和 5 年度当初予算が議決された場合のみ事業化されるため、この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

16 書類提出及び問い合わせ先

住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号（宮崎県防災庁舎 3 階）
担 当 宮崎県危機管理局危機管理課 防災企画担当 福村
TEL 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304
E-mail kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp